

オーストラリアの労働運動：背景と現状

杉田 弘也

神奈川大学経営学部講師

1. 労働運動の現状

様変わりの実情

オーストラリアで労働関係と言いますと、一般的には少し古い知識をお持ちの方であるとか、オーストラリアの会社と取り引きした経験がある方だと、まず第一に、労働者天国で非常にのんびりしていて、だいたい定時しか働かない、そういうイメージをお持ちだろうと思います。もう一つはストライキ天国で、しょっちゅうストライキをやっている国であるというイメージです。しかしそうしたイメージは現在では相当異なっ

てきています。今年5月末のオーストラリアでの報道によれば、3分の1の労働者が夜7時から朝7時の間のどこかで働いていなければいけない、その内の5分の3が勤務時間について自由がない、37%の労働者が残業していて、その半数はNo Extra Payである、これはサービス残業ということではなくて残業でのペナルティ・レートが払われていない、正規の時間の時給しか払われないといった状況とされます。さらに16%の人が土曜日に働いていて、8.5%の人が日曜日にも出勤している。そして労働者の4分の1が、休みをいつ取るかという自由がもはやないと言っています。

それからストライキですが、労働争議の推移を表した図1によれば、非常に低いレベルになっています。70年代～80年代初め頃は非常に労働争議が多かったけれども、労働党政権（ホーク労働党政権）が誕生した1983年あたりから減少していることが分かると思います。図は2003年までしか入っていませんが、それ以降も極めて少ないという状況に至っています。

雇用状況

雇用状況（以下の数字は2007年2月現在）を見ますと、就業者は1,035万人で労働市場参加率が64.8%です。このうちフルタイムが約740万人（71.5%）、パートタイムが約295万人（28.5%）です。ただ、オーストラリアの場合は、週35時間未満働

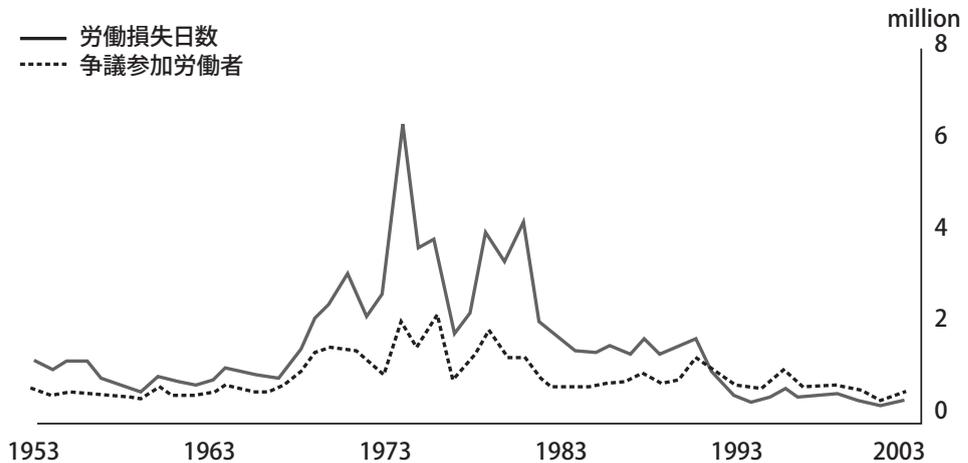
すぎた ひろや

1961年生。Flinders University政治学科大学院修士（PhD）。比較政治、オーストラリア地域研究。

現職：非常勤講師（青山学院女子短期大学、神奈川大学、国際大学国際関係学研究所、拓殖大学大学院、名古屋商科大学）

主要著書：John Warhurst (ed.), Keeping the Bastards Honest: The Australian Democrats' First Twenty Years, Allen and Unwin, Sydney, 1997 より第8章 "Ideology, Internal Politics and Policy Formulation" および第9章 "Parliamentary Performance in the Senate" / 竹田いさみ、森健、永野隆行（編）、オーストラリア入門第2版、東京大学出版会より、第7章「政治」（2007年末発行予定） / "Old Politicsの勝利：倫理より金利で投票したオーストラリア国民"、選挙学会紀要第6号、2006年6月

図1 労働争議件数の動向



出典: Industrial Disputes, Australia (6321.0); Industrial Disputes, Australia (6321.0.55.001).

いている場合がパートタイムと定義されています。正規・非正規ということでは、正規のパートタイムという括りがあり、つまり普通働く時間の半分、例えば週の月曜・火曜・水曜の午前中しか働かないが、ただし雇用形態としては正規雇用というものがあります。正規雇用の中にもフルタイムとパートタイムがあり、非正規雇用にもフルタイムとパートタイムがあるという、日本の正規・非正規、フルタイム・パートタイムとは少し違う形になっている点があると思います。また、統計局の定義を見ると、通常はパートタイムで週35時間より少ない労働時間だけれども、たまたま調査した週で35時間働いていてもそれはフルタイムとなる。調査した時点での結果となってくるようです。

失業者は4.6%、49万5千人です。失業率は70年代のオイルショックがあつて以来ずっと高い状態が続いていまして、1989年にいったん5%位まで下がってきたのが、その後90年代初めの不況があつて11%を超えるという事態になっていましたので、4%台はこの30年来の低い数字です。ただし、これはフルタイムで働きたいけれどもフルタイムの仕事がないのでパートタイムで働いているということもあるので、実際に表面に出てきているよりは少々事情が違うとい

う可能性もあります。

低下する組織率

組合組織率は、これは去年の8月の数字なのですが、組合員178万6千人で組織率が20.3%です。この数字が発表された時に相当なショックが走りました。というのは2005年8月に比べて組合員数が12万5900人も減少したからです。その細かい内訳は表1のとおりです。

公共部門はまだ42.6%とそれなりの率を維持しているのですが、民間は15.1%まで落ち込んでいます。今年のおそらく11月に総選挙があると思われしますが、もしそこでまた保守政権が勝ったりすると、たぶん民間組織は3年後にはほとんどなくなるのではないかとされています。組織率の傾向として1996年8月時点では31.1%でした。ハワード政権が誕生したのが96年の3月ですが、8月はまだハワード政権による労使関係の法改正の前でした。それ以降右肩下がり組織率が落ちてきていることが分かります (図2参照)。

表 1 組合組織の状況

組合員数	1,786,000人	組織率	20.3%
男性	993,600人		21.3%
女性	792,400人		19.3%
フルタイム			22.4%
パートタイム			15.5%
公共部門			42.6%
民間部門			15.1%

賃金決定方法

それでは、組合の役割はまったくないかというところではありません。それは賃金決定方法にかかわっています。以前オーストラリアで中央集権的に決定されていた労使関係委員会、あるいは以前の仲裁裁判所で、強制力を持って決定されたアワードは、現在労働者の19%の賃金を決定するものになっています。1999年にはそれは50%だったので、大幅に落ち込んでいる。アワードが減った分はいったい何が増えたのかというと、実は団体交渉協定です。これが41.2%を占めています。これは、職場単位、企業単位あるいは産業単位で、労使間の団体交渉によって決定されていく分です。したがって、組織率は減っているけれども、実際の賃金決定の際には、アワードと団体交渉を合わせ労働組合はまだ相当の影響力を持っているということがいえる。

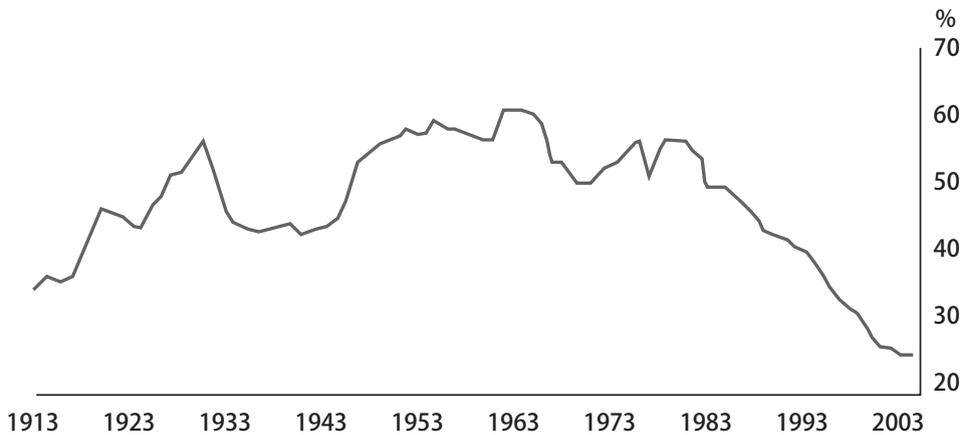
ハワード政権が一番やりたがっているのは、「オーストラリア職場協定」(AWA) というものです。これはまったくの個人契約で、昨年の法改正(2006年3月施行)の下で、アワードなどの条件よりもさらに賃金を下げることが可能になった決定方法ですが、それはまだ3.1%をカバーしているにすぎません。3.1%の中には鉱山産業があります。オーストラリアの鉱山産業は好調で、特にウェスタンオーストラリアでは状況を呈していて、非常に高い給料・労働条件を提示している。そういったものもAWAの中に含まれてき

ています。ただし、その他観光産業とかサービス産業などで従来の条件を落とすようなAWAが提示されて、ほとんどその契約にサインをするか、さもなくば仕事がないかということの選択を迫られるような状況が出てきていることも確かです。

労働組合組織

労働組合運動の組織は、頂上団体はオーストラリア労働組合評議会(CTU)です。現在CTUの傘下には42の組合がありまして、1980年代にそれまでの職能別組合が大合併を繰り返して産業別組合に再編成されて数が相当減ってきています。CTUの傘下の組合は労働党に集団加入することになっているわけですが、傘下の組合を見ると必ずしも労働党に投票していない。例えば警察の組合は、労働党にはたしてどれだけ投票しているのか疑わしいところもあります。それから変わったところでは、フットボールの選手の組合がCTUに加入しています。組合員数でいくと一番大きいのはショッピイと呼ばれている、主に小売とファーストフードの組合です。このショッピイというのは組合員数23万人ですが、リーダーシップの間ではカトリックの影響が非常に強く、妊娠中絶、遺伝子技術、ホモセクシュアリティといったことには極めて保守的です。1950年代に労働党が分裂を起こすのですが、その分裂を起こして労働党からいったん離れていった、カトリックで反共

図2 労働組合組織率の推移



出典: Employee Earning, Benefit and Trade Union Membership, Australia (6310.0) ;
Labour Report, 1912-1958, Trade Union Members, Australia (6325.0) .

産主義の人たちが中心になっているところですが、一般の組合員は小売とかファーストフードですから、若い層とか女性などが多いため、女性の組織率がかかなり高い。

表1のように組合員数で男女比はそれほど変わらない。男性の組合員が99万3600人、女性が79万2400人ということですが、規模の大きな組合は、ショッピイに次いで教員組合、公共労組（連邦・州政府の公務員組合）、看護師の組合の順ですが、公共部門が多いということも関わってくると思いますが、女性の組合員数の割合もかなり高いです。そういうこともあってか、ACTUの議長はここ2代女性が務めています。

2. 労働運動の歴史

地方部から発展

次に、オーストラリア労働運動の歴史を概観してみましょう。もともとオーストラリアは地方部を中心として労働組合が発展してきたという特徴があります。組合運動は19世紀の植民地時代に遡るわけですが、主に鉱山労組や海運組合であるとか、それから特

に牧畜が中心で現在AWUとなっていますけれども、もともと羊の毛刈り職人たちが作った組合などが運動の中心的な存在だったと言えると思います。羊の毛刈りというのは季節労働で、しかも一つの牧場に雇われているわけではなくて、牧場から牧場に渡り歩いていくという労働形態であったために、経営者や働いている職場への忠誠心はおそらく持ちようがなかったのだと思います。それから経営者もたぶん労働者の名前も背景も何も知らなかったのだと思います。

またオーストラリアが以前流刑植民地だったために、反権威的・反権力的な性格があつて、労働組合運動とくに仲間同士の協調であるとか平等であるとかそういうことに重きを置く、メイトシップと呼ばれる行動規範が、19世紀頃から出てきた。フロンティア社会という点では共通していたが、アメリカとオーストラリアでは労働組合の発生や性格、現在の社会における影響力に違いが出てきているのだと思われます。平等主義は今日では口先だけのことになっているかもしれませんが、オーストラリアではタクシーの客は助手席に乗るのが普通で、首相も公用車に乗るときは助手席に乗ることも表れています。

労働党の結成

このように組合運動は地方部から発展してきたのですが、1890年代に大きな挫折を味わいます。組合は、クロード・ショップの導入を求めて大規模な労働争議を起こしたのですが、オーストラリアで最初の大不況が1890年代初めにあったので、それもあって労働争議がすべて敗北に終わる。結局労働運動だけでは自分たちの主張を満たすことが出来ないということでオーストラリア労働党の結成につながってきた。オーストラリアで面白いのは、オーストラリア英語はイギリス式英語なので、レイバーはlabourでuが入るのですが、オーストラリア労働党だけは何故かアメリカ式のLabor Partyとなっています。

強制仲裁制度

20世紀に入って完成し、1990年代まで続いてきたものに強制仲裁制度があります。これは、賃金決定を労使とは違う第三者のアンパイア的な立場にある機関が、裁判所の権限でもって強制的に賃金を決定していくという制度です。これは連邦結成時(1901年)の時の四つの基本理念の一つとされています。四つの基本理念は非常に密接に関係してまして、一つは白豪主義です。非ヨーロッパ系の移民のオーストラリアへの入国を厳しく制限する。それはひとつには人種的な動機もありますし、ひとつには労働者にしてみれば賃金や労働条件を守るという経済的な意味もあった。経営者・企業にとっては、白豪主義によって安い労働力をインドや中国やその他の国からオーストラリアに連れてくることができないわけですから、その分を補填して(最終的にはすべての産業になるのですが)手厚く保護して、企業には収益を確保する。そうして得た収益を公平かつ十分な賃金・労働条件として労働者に分配していくことが強制仲裁制度の機能になります。1907年のハーヴェスター判決では、当時の平均的な家族(5人家族)の生活費に加えて、教養・娯楽・貯蓄、あるいは当時はまだ社会保障が未整備だったこともありますから、病気などに備える社会保障的な部分を補填する賃金を企業

は払わなければいけないという決定が下されました。企業の収益性だとか利益ではなく、労働者の生活に基づいて賃金を決定していくという判決です。

こうした白豪主義や産業保護、強制仲裁制度で、平均的な家族が生活を維持していくのに十分な賃金はオーストラリアが大英帝国の一員であって、市場と資本供給源がしっかり確保されているという前提に立っていた。白豪主義・産業保護・強制仲裁制度・大英帝国依存という四つが連邦結成時の柱であって、これらが密接に結びついていました。しかしこの柱が第2次世界大戦以降、徐々に崩れていく。まず第2次世界大戦中に大英帝国への政治的・安全保障的な依存がなくなって、代わりにアメリカへの依存に移行していき、またその後イギリスのEC加盟によってイギリス市場を失う。さらに白豪主義が段々崩れていき、そして経済の国際化の中で産業保護が維持できなくなり、そして最後に労使関係に変革がもたらされた、そういう流れになります。

3. 労働党と組合運動

初期の成功

1890年代の労働運動の挫折の中で生まれたのが労働党ですが、その労働党と組合運動との関係について見てみます。労働党の結成初期の成功は不思議なことではないと思います。というのは、オーストラリアは最初から非常に民主的な選挙制度が存在して、だいたい1850年代にニューサウスウェルズ・ヴィクトリア・サウスオーストラリアで植民地議会ができていくわけですけども、いずれも最初から、少なくとも男性には普通選挙権があった。さらに秘密投票も最初からありましたし、1870年にはヴィクトリア植民地で議員報酬が導入される。それから、女性参政権ということでは、1894年にサウスオーストラリア植民地で投票権と同時に女性立候補権も得ることができた。

そうした中で、労働党も結成の初めから相当な成功を収めていて、世界初の労働党政権は、クィー

ンズランド植民地における1899年のアンダーソン・ドーソン政権といわれています。ただし、これは1週間の短命政権で、その前の政権が不信任か何かがあつて労働党政権が少数政権をつくったけれども、またすぐ不信任案を通されて政権がひっくり返った。連邦レベルでは、ジョン・ワトソンが1904年にオーストラリア史上最初の労働党政権をつくっています。1909年までオーストラリアには、労働党と保護貿易派と自由貿易派という3つの政党が、だいたい均衡した勢力をもっていました。オーストラリアの最初の10年間は、保護貿易派、これはいわゆるリベラルな政党ですね。その保護貿易派が労働党の閣外協力というか労働党の支持を得つつ、例えば強制仲裁制度とかそういったものを導入していった。ところが1909年に保護貿易派と自由貿易派が反労働党ということで合併しました。実は、このとき保護貿易派の党首だったディーキンは、それまで自分の最も主な政敵だった自由貿易派、これが保守勢力になるわけですが、と組まなければならないということで相当苦悩したようですけれども、最終的には労働党の民主集中制に他の政党がついていけなかったという部分が大きかったようです。

反労働党ということで2つの政党が合併したわけですが、その次の選挙では労働党が単独過半数を得ている。それから1913年の総選挙では労働党が政権を失うわけですが、これも非常に僅差で失っていて、またすぐ次の年の1914年に保守政権が早期解散をやつて、労働党がまた単独過半数を奪い返しています。こうしたあたりの状況を見ると、実は労働党は第1次世界大戦中に戦争協力をめぐつて、徴兵制を導入するか否かで分裂を起こすわけですが、もしその分裂がなければ、その後もずっと労働党がいわゆる「本来の与党」(natural party of government)という存在になっていた可能性があるのではないかと思います。ただ、実際は第1次世界大戦中に分裂があり、さらにその後の大恐慌の際、それから冷戦期に労働党は合計3回の分裂を起こしています。連邦の歴史107年の間に労働党が政権

に就いていたのは32年ぐらいしかないという状況なのですが、最大の理由はおそらく労働党が3回大きな分裂を起こしたということだろうと思われま

民主集中制

いま民主集中制ということに少し触れましたけれども、あくまでも労働党は組合運動の議会部門であるというところから出発してきています。したがって、原則として労働党は組合運動に従属しているということがいえる、労働党は組合運動がつくり出したものである。労働党の最高意思決定機関は全国党大会です。そこでの決定が、その後のすべてを拘束していくということになりますし、それから、労働党から立候補する候補者は、党の政策に決して反しないという誓約書にサインしなければならない。議員団の中でも、党首・副党首はもちろんですが、誰が閣僚あるいは影の閣僚になるか、フロントベンチになるかということも、議員団の互選によって決定されるということになっています。さらに労働党の党員になるためには組合員でなければならない。何かの組合に属していなければならない。そういうことになっています。ただ現実にはどうかというと、党大会は今では議員団の決定を追認するということが主になってきています。全国党大会、現在労働党は3年に1回しか開かれていませんから、最高意思決定機関で労働党の政策がそこで決まるといっても、3年に1度の党大会を待つて政策決定していくなどということは現実的ではない。したがって、議員団、特にリーダーシップの方で政策を決定していつて、党大会ではそれを追認するということが主になってきています。それで、党大会で決まるとするのは議員団があまり決定したくない、リーダーシップとしてはあまりハッキリ意思を鮮明にせず、党大会の決定という形でアリバイをつくりたいという場合になってきているのではないかという気もします。党内で意見が分かれている問題の決定責任を党大会に転嫁して、党大会の決定だからということでやっていくのではないか。例えば今年の党大会で決まったこととしては、ウランウムの採掘の問題で、これまで労働党の政策と

いうのは、ウラニウムの採掘は現在稼働している3つの鉱山に限る、それ以上の新たなウラニウムの鉱山開発はやらないということになっていたわけですが、その政策を放棄し新たなウラニウム鉱山の開発を認める。ただし、議員団あるいはリーダーシップの方でそう決定すると、党内にはウラニウム開発に反対する勢力も相当大きいので、党大会がそれを決定したという形をとる必要がある。そういう場合には党大会の決定というものが利用されています。

普段の日常の政策の決定は、かなり議員団それも特にリーダーシップグループに移ってきている。それからフロントベンチポストは、議員団の互選によって確かに決定されるのですが、これも誰がフロントベンチに入るかは、その前の派閥間の取り引きでほぼ決まっています。派閥は、一応、右派・中間派・左派という派閥になってはいるのですが、最近その派閥も、例えば右派は各州ごと、あるいは組合単位で細分化されているとか、左派は個人関係でゴチャゴチャしている部分があるのですけれども、ただその派閥で出した名簿でほぼ決まってくるし、その派閥に対して党首が誰をフロントベンチに入れるとか、そういうことを要求してそれがほとんど通るという状況になってきています。一応まだ議員団の互選ということになっていますが、これも議員団の決定権はかなり薄れてきています。それから、組合員でなくても党員になれるという特例もあるようです。いずれにしても、それまでまったく組合と関係のない人たちも、議会選挙の候補者に担ぎだしたりして、そのあたりも相当緩んできている。

いま一番労働党と組合運動の関係について言われているのは、はたして組合との関係が労働党にとってプラスなのかマイナスなのかということです。特にオーストラリアの組合運動あるいは労働党は、社会民主主義というよりもレイバリズム、組合員の利益を中心に据えてきているという伝統がありますので、それがはたしてグローバル化したオーストラリア社会・経済と両立できるのかどうか。特に、これは産業によっても、例えば国際的競争力のある鉱山部門だとか、そういったところでは規制緩和とかを進めていくほ

うが組合員の利益にもなる。一方、国際競争力の弱い製造業であるとか、あるいは公的部門などでは、製造業の保護などを維持していったほうが良いという、組合の中でも経済政策の違いが出てくるという部分もあるわけです。あるいは現実的な話でいけば、最近政府・保守側が攻勢を強めているのは、だいたい組合活動家というのはあまり上品な方たちばかりではありません。そういったあまり上品ではない人たちが露骨に強圧的な言葉や態度を使っていることがやり玉にあげられています。オーストラリアはもともと上品な社会ではないので、別に多少言葉遣いが下品であろうと構わない気がするのですが。そういった組合のあまり芳しくない姿が労働党にも反映されてくると、その評判がどうなのかということも出てきたりしています。

労働党の財政は組合の集団加入に依存しています。労働党の一般党員は一般的には5万人程度と言われています。組合との関係を完全に断つということはずできない。ただし今後どのように変わっていくのかということも注目されているところです。

4. ホーク・キーティングALP政権下の組合運動

強制仲裁制度の行き詰まり

次に、かいつまんでここ20年ばかりの組合と政府との関係を見ていきます。特筆されるのは、ホーク（1983－91年）・キーティング（1991－96年）労働党政権で、両政権の期間に強制仲裁制度が大きく変わっていきます。労働者の賃金・労働条件とか組合の存在基盤・存在理由について大きな攻撃が行われるのは、現保守政権下になってからですが、端緒はそれ以前の13年にわたる労働党政権のときから起きてきています。強制仲裁制度が1980年代初めあたりに行き詰っていた。

実は強制仲裁制度の行き詰まりというよりも、他に様々な理由があるわけですが、先ほどの労働争議で言いましたように、1970年代と1980年代初めは争議が多かった時期です。争議の一番最初の高

い山は、ウィットラム労働党政権下で起きていまして、この政権は労働組合に足を引っ張られたといえます。2番目の70年代後半から80年代初めにかけての山は、当時のフレイザー保守政権下で起きています。フレイザー政権は労使関係を分権化というか中央集権を緩めた時期でした。保守政権のイデオロギー的な面もあったし、またこの頃は鉱山ブームで、特に鉱山労働者がアワードの下では十分な賃金上昇が獲得できないということで、アワードを離れて労使間交渉でアワード以上の賃金を獲得していくという動きが起きました。ところが、鉱山労働者が獲得した物価上昇率以上の賃金上昇が、今度はアワードに反映されアワードの賃金も上昇していく。それがさらに物価上昇率を上げていく。その上がった物価上昇率がさらに賃金を上げていくという悪循環に陥っていた。それでオーストラリア経済は1983年に労働党政権が誕生した時には、物価上昇率が10%を超え失業率も10%を超えるという状況になっていったわけです。

アコード

そこで労働党政権は、アコードという労働党政権とACTUとの間の賃金・物価協定を結びます。これはコーポラティズム的な取り決めで、正式には経営者側が入っていないのですが、アコードが導入されたのはホーク政権が誕生した最初に全国経済サミットを開催しまして、政・労・使が一同に集まってオーストラリア経済をどう立て直していくかということを話し合いそこで承認された。このように賃金・物価協定には経営者側は公式には加わっていませんけれども、非公式にアコードには関与していたといってもいいのではないかと思います。このアコードは、基本的には実質賃金の上昇を抑えることでインフレーションを抑制する、そして企業の収益性を高める。実質賃金が抑えられた分は、政府が減税あるいは社会保障、例えば健康保険制度の導入であるとかそういった社会賃金によって補填していくというものです。

このアコードは8回まで改訂されています。ただし、

第8次アコードは後の選挙で労働党が敗北したために実際に実行されることはありませんでした。第1次アコードは、賃金上昇と物価上昇率を連動させる。したがって、物価上昇率以上には賃金は上昇させない。さらに、物価上昇率との連動も中期的に連動させる。つまりある一時点では賃金上昇は物価上昇率よりも低い可能性があるというところから始まって、第2次アコードでは賃金と物価上昇率の連動をはずして、実質賃金が落ち込んだ分は社会賃金によって補填する。さらには、1987年の第3次アコードでは、生活賃金から生産性賃金へ転換する。賃金上昇を二層化して、一律部分と生産性に連動した部分とを二つに分けるということが行われてきます。それから1990年の第6次アコードでは、エンタープライズ・バーゲニングと呼ばれる職場あるいは企業の労使交渉によって賃金を決定していくということが導入されています。さらに1993年の第7次アコードでは、エンタープライズ・バーゲニングが賃金決定の中心である。労使関係委員会による裁定賃金はあくまでもセイフティ・ネットの上昇分に留める。基本的にはエンタープライズ・バーゲニングで、労使の直接交渉によって賃金を決定していくという方向が定められるということになってきます。このアコードは、実質賃金を削減し、企業の収益性を向上させ、さらには賃金と生産性のリンクを可能にした。ただし、これは労働者は自分たちの賃金を抑えられる一方で、経営者の賃金は高騰するというよくあるパターンが生まれてくるのか、あるいは1980年代後半に、収益をあげた企業は不動産投機とか企業買収に走るといったことが起きてきたりしています。その後、アコードは1996年に保守政権が登場することでなくなるということになってきます。

5. ハワード保守連合政権下の組合運動

次に、現ハワード保守連合政権ということになりますが、これは1996年の総選挙の時に、決して労働者の給与や労働条件を下げないということを公約して

政権に就きます。そしてその年に職場関係法、これはそれまでの労使関係法を名前を変えて職場関係法ということで労使関係法を改正しています。この時は、保守政権は上院の過半数を握っていなかったために、第3党である民主党と妥協しなければならなかった。そのために、例えばストライキに対する規制を強化する一方で経営者側によるロック・アウトの規制も強化するとか、あるいは個人契約がアワードの条件より悪くならないということを規定していく。したがって、労働者にも不利益にならないような形での法改正が96年には行われています。また1998年には、ハワード政権は、コンテナの積み降ろし会社と結託して、海運組合をつぶそうと仕掛けたことがありました。オーストラリアの港湾労働が非効率であり、それを組合のせいになれば世論の支持を得られると政府は見積もったのですが、これが見事にバックファイアし、会社は裁判に負ける、世論の支持は組合に集まるということが起きました。

さて職場関係法ですが、これは2004年の総選挙で保守連合が上院の過半数も握るということで、2005年に今度はWork Choices（仕事選択法）ということでさらに名前を変えて法改正が行われています。ここでようやくハワード政権の本音が出てきたといえます。この仕事選択法は非常に労働者にとって、特に労働組合にとって厳しい内容になっています。このWork Choicesは、まずアワードを5項目——①最低賃金、②週38時間の基本労働時間、③年4週間の有給休暇、④年10日間の個人休暇、⑤12ヵ月間の無給の育児休暇——に限定する。それ以外は、どうぞご自由にということです。さらに96年の法改正のときにあった労働者不利益禁止条項が廃止されたので、このアワード以外の、例えば超過勤務手当とか残業手当とか休日出勤手当というのは、実質削減（廃止）することが可能になる。その代わりに基本給を上げる、ただし基本給は時給を50セント上げる代わりに休日出勤手当も残業手当もなしというようなことが出てきています。それから、労使関係委員会は実質的に機能が終焉していますし、それから、不

当解雇条項が実質的な廃止とっていい状況です。従業員100人以下の事業所は不当解雇条項、つまり解雇する場合は1ヵ月前に事前通告があつて正当な理由がなければ解雇できない、という規制をなくしてしまう。さらに100人以上いる大きな事業所であっても、オペレーショナルな理由で解雇することは可能ということになっていますから、ほとんど不当解雇条項はないに等しい。

それから集団交渉権、これは経営側の同意が必要で実質的にほとんどないような状況ですし、ストライキも合法的なストライキをやるためには非常に厳しい条件がつけられています。特に建設業では、ストライキはもう禁止されているといえると思います。建設業でストライキをやると、組合が1日に3万3千ドル、それから従業員は1日に6千6百ドルとかの罰金を科せられるとか、そのような話があるので、これで違法なストライキをやったということになると組合は潰されてしまうということになってきますし、それから特に労使協約への規制が異常に強化されています。例えば、労使協約で不当解雇条項を定めるとか争議の調停過程に組合を関与させるとか、あるいは組合による職場の安全講習を行うとか、そういうことを労使協約に定めると、それは法律違反・違法行為になる。そういうことが起きてきています。

さらに、州の労使関係制度を廃止して権限を連邦に委譲することを求めていますけれども、特に連邦憲法上の会社に対する権限を使っています。実は、これが非常にミソで要するに何らかの商取引をやっている者は、すべて憲法上のトレーディング・コーポレーションになってくる可能性がある。そうすると、例えば地方自治体が受益者負担を求めている、それは商行為である。あるいは公立病院で売店がありますから、それも商行為としてみなされる。これが実際それが商行為に該当するかどうかは、連邦最高裁判所に行つて裁判でも起こさない限りハッキリしないのですが。あるいは大学も売店があるのでそれでいけば商行為だという話になってきます。今後、あるいは公立の学校でも例えば制服を売っている、それが商行為

ということになる可能性がある。今後としては、地方自治体、看護師、教員などが、現在州の労使関係制度の中にあつて連邦の仕事選択法には関係してこないのですが、憲法解釈によっては、こういった地方自治体の職員とか州の教員とかが入ってくる可能性がある。あるいは、大学の教員は連邦政府が大学(教員)に対してAWA、個人契約を提供しなければ大学に対する助成金を出さないということで、大学の教員はAWAに移されてしまった。そういう事実があります。

いま連邦政府はイデオロギー的なことに政府の権限を振りかざすことがとても大好きで、例えば公立の小中学校・高校に対する助成金を出すのに、国旗を掲揚する掲揚台があるかないかを条件にして、掲揚台がない学校には助成金を出さないという、まるで東京都のようなことをやったりもしています。この仕事選択法にしても、経済的利益というより極めてイデオロギー色が強い。そのためかこれは一般の有権者に評判がすこぶる悪い、ACTUによる反Work Choicesキャンペーンが今までのところは功を奏しています。これに対して労働党は、不当解雇条項を再導入するとか、それからAWA特に不利益禁止条項がなくなっている現在のAWAは廃止するといった政策を打ち出してきていますけれども、特にこのAWAの廃止に関して経営者側から強い非難が出てきています。それで、例えば建設業に対するハワード政権が導入した厳しい規制はそのまま残すなどビジネスへの歩み寄りを見せています。

今年のおそらく11月ごろには連邦総選挙があると思われま。現在、労働党が15ポイントぐらいリードしています。いま選挙が行われれば労働党が圧勝ということになるのですが選挙はまだ3～4ヶ月先です。6月には連邦政府がノーザンテリトリーのアポ

リジナル・コミュニティを実質的に軍政下に置くような大介入をやったのですが、世論調査にはほとんどその影響がでていません。もし、いまの世論調査どおりの選挙結果になれば、オーストラリアの政治学者の一人で選挙予測の権威であるマルコム・マケラスがずっと主張しており、「労働党が勝ち、ハワードが落選する」ということが実現します。そうなるとハワードは1929年の総選挙で敗れたスタンリー・ブルース以来、二人目の議席を失う現職首相ということになります。1929年の総選挙の争点のひとつは労使関係で、ブルース首相が強制仲裁制度を廃止しようとした。それで猛反発が起きて労働党が地滑り的な勝利をあげたので、もしもハワードが議席を失うということになると、労使関係は非常に大きなことだったという結果になると思います。

これまでハワード政権の強みは、対テロと経済運営だったのですが、前者についてはロンドンとグラスゴー空港のテロ事件に関与したとして逮捕されたゴールド・コーストの病院に勤務していたインド国籍のお医者さんが、逮捕に何の根拠もなかったとして釈放されるという大失策がありました。後者では、3月四半期の物価上昇率が相当高く、8月には中央銀行が金利を上げるとの観測が強まっています。持ち家信仰の強いオーストラリアでは、金利上昇は住宅ローンを直撃するので政府にとって大きなマイナスです。労働党のリードは半年以上続いており、選挙までまだ3～4ヶ月ありますが、ハワード政権にとって挽回の機会が日に日に減っているということです。■

(本稿は6月30日に開催された生活研自主研究プロジェクト「比較労働運動研究会」における報告を編集部でまとめたものである)